

補助金を活用して

商店街等の 空き店舗対策事業



を行いませんか？

空き店舗に魅力ある店舗を呼び込み、地域のにぎわい創出に繋げる
ために実施する**空き店舗対策**事業を募集します。

応募期間

令和6年12月27日まで（予算が無くなり次第受付終了）

事業実施期間

令和5年4月以降（補助金交付決定後） ▶ 令和7年2月28日

補助額

■補助率：2/3

■補助上限額：300万円

補助対象経費

工事請負費、印刷製本費、広告料、委託料 等

令和6年度長崎市空き店舗活用にぎわい創出事業費補助金（商店街等向け）募集要項

応募方法

まずは商業振興課にご相談のうえ、必要書類をご提出ください。

お問合せ

長崎市 商業振興課 商業金融係

所在：〒850-8685 長崎市魚の町4-1 14階

TEL:095-829-1150 FAX:095-829-1151

E-mail:shogyo@city.nagasaki.lg.jp



次ページからの詳細を必ず確認して商業振興課へご相談ください

目次

1 事業の目的	P1
2 用語の定義	P1
3 募集内容等	P1
4 補助金の対象経費	P3
5 補助金申請について	P4
6 補助金受付の流れ	P5
7 補助金申請前チェックシート	P6

1 事業の目的

商店街等が実施する空き店舗対策事業に対して支援し、空き店舗に魅力ある店舗を呼び込むことを促し、商店街等や地域のにぎわいを創出することを目的とします。

2 用語の定義

(1) 商店街等

次に掲げるものを指します。

- ア 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会
- イ 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合又は商店街振興組合連合会
- ウ 任意の商店街団体又は小売市場（定款、規約に代表者の定めがあり、かつ、10者以上の事業者で構成されるものに限る。）

(2) 空き店舗

次の要件全てを満たすものを指します。

- ア 商業活動を行っていない期間が90日以上であること。
- イ 市内の商店街等にある建物の1階部分に位置し、かつ、出店する店舗の周辺に4店舗以上の商業活動をしている店舗が存在していること。（出店後に、出店する店舗を含めて5店舗以上の店舗がある状態になること。）
- ウ 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗（小売店舗部分の面積が1,000㎡以上の店舗）内に位置していないこと。
- エ 店舗の借上げに係る契約期間が2年以上であること。

3 募集内容等

(1) 応募資格（対象者）

商店街等であること。

ただし、に掲げる事項に1つでも該当する場合は補助金の対象となりません。

- ア 政治団体又は宗教活動を目的とするもの
- イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び公序良俗に反すると認められる事業を営む者を構成員に含むもの

ウ 暴力団、暴力団員、暴力団関係者に該当するもの

エ 市税、事業税（県税）、消費税又は地方消費税（国税）の滞納があるもの（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響による市税の徴収猶予もしくは換価猶予、県税に係る徴収猶予もしくは換価猶予、国税に係る納税の猶予もしくは換価猶予を受けている場合は滞納として取り扱わないが、猶予期間内の納税が必要なものとし、納税がない場合は交付を受けた補助金を速やかに返還しなければならない。）

オ その他市長が適当でないとするもの

(2) 補助対象事業

商店街等（PIの2（I）参照）が令和7年2月28日までに実施する次の事業とします。
（複数の実施は可能ですが、「ア 調査分析事業」のみの実施は対象としません。）ただし、実施する事業に対して、他の国、県、市等の補助金等の交付を受ける場合は補助対象となりません。

ア 調査・分析事業

商店街等に必要とされる店舗又は地域コミュニティ拠点の調査及び分析並びに
タウンマネージャー等の専門家との空き店舗対策に係る勉強会の実施等

イ 誘致・可能性調査事業

新規創業者誘致事業、チャレンジショップの実施、空き店舗ツアーの開催、出
店希望者とのマッチング事業、出店希望者への専門家の派遣等

ウ 整備・にぎわい創出事業

地域コミュニティ拠点整備（若者や子育て世代の交流・休憩スペースの整備、
コワーキングスペースの整備等）、新規創業スペースの整備等

(3) 補助金の額及び補助率

- 事業実施に係る経費について300万円を上限として補助。
- 補助額は、補助対象経費の合計額の2/3の額。
- 補助額に、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。
- 同一年度内において、1者につき1回を補助金交付の限度とします。

(4) 補助対象事業の実施期間

補助金交付決定後～令和7年2月28日

（この期間内に必ず事業と補助対象経費の支出を完了させてください）

4 補助金の対象経費

(1) 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、次のうち、事業の実施に直接必要なものとします。

区 分	例
賃金	・ 事業の実施のために一時的に雇用するアルバイト等の賃金（恒常的に雇用する者の賃金は対象外）
謝礼金	・ 講師や専門家等を呼ぶ際の謝礼金
旅費	・ 視察を実施する際の旅費 ・ 講師や専門家等の旅費
消耗品費	・ 事業の実施のために必要な文具等の消耗品費
印刷製本費	・ 事業の実施に使用するチラシ等の印刷製本費 （空き店舗ツアーを周知するためのチラシ、新規創業スペースを整備して募集する際のチラシ 等）
通信運搬費	・ 郵送に係る切手代、郵送料
広告料	・ 事業を周知するための新聞広告、CM、Web 広告、SNS 広告等の広告料
委託料	・ 事業の提案や実施等に係る委託料
工事請負費	3 (2) ウ整備・にぎわい創出事業を実施する際の空き店舗を改修する際の次の工事請負費 ・ 解体工事費 ・ 外壁工事費 ・ 看板設置工事費 ・ 内装工事費 ・ 給排水衛生設備工事費 ・ 電気設備工事費 ・ 空調・冷暖房設備工事費 ・ ガス設備工事費 ※店舗の付属設備（店舗の外壁、内壁、床又は天井）に固定されるもので、設置に伴い工事を必要とするもの（店舗の看板、照明、シンク、トイレ、カウンター、空調設備等）は対象となりますが、店舗の付属設備に固定されない什器や備品等（イス、机、冷蔵庫、棚等）の購入は備品購入費となるため対象になりません。

(2) 補助対象外の経費

対象外の経費は4 (1) に記載されていない区分の経費（家賃、敷金礼金、土地賃借料、備品購入費 等）とする。また、消費税の課税事業者である場合は消費税も補助対象外となります。

※補助金の対象経費と他の経費は、明確に区分してください。

5 補助金申請について

(1) 申請書類の提出先及び問い合わせ先等

長崎市 商業振興課 商業金融係

〒850-8685 長崎市魚の町4-1 14階

電話：095-829-1150 FAX：095-829-1151

E-mail：shogyo@city.nagasaki.lg.jp

(2) 受付期間

令和6年12月27日まで（予算が無くなり次第受付終了）

<提出様式等>

商店街等向け長崎市空き店舗活用にぎわい創出事業費補助金

検索 

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyoku/350000/352000/p041937.html>

(3) 応募書類

応募書類は、商業振興課と調整したうえでご提出ください。市提出様式は、本市ホームページからダウンロードできます。また、市提出様式のメール送信もいたしますので、お気軽にご相談ください。

<提出書類>

- ①補助金等交付申請書（市提出様式）
- ②商店街等向け空き店舗活用にぎわい創出事業計画書（市提出様式）
- ③空き店舗活用にぎわい創出事業収支予算書（市提出様式）
- ④前期決算書の写し
- ⑤事業費の算出根拠となる見積書等の書類の写し
- ⑥定款又は規約の写し及び会員（組合員）名簿
- ⑦役員名簿（氏名、ふりがな、生年月日の記載があるもの、任意様式可）
- ⑧空き店舗の位置図、改装等に係る図面、現況の店舗内外の写真、賃貸借契約書の写し
（P2の3(2)ウ 整備・にぎわい創出事業を実施する場合に限る）
- ⑨市税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明書（原本）
（徴収猶予、納税の猶予、換価猶予を受けている場合は猶予等が確認できる書類）

【取得場所】

- ・市税の完納証明書（長崎市収納課、各地域センター、各地区事務所）
- ・事業税の納税証明書（長崎振興局税務部：長崎市万才町3-17）
- ・消費税及び地方消費税の納税証明書その3（長崎税務署：長崎市松ヶ枝町6-26）

※提出書類はお返してできませんので、必ずコピーを取っておいてください。

※全ての提出書類が不備なく提出された際に受付完了となります。

6 補助金受付の流れ

補助金交付申請

- ・申請前に事業内容等について1度商業振興課へご相談ください。
- ・P4の5(3)に記載の必要書類を全てご用意ください。
- ・商業振興課と市提出様式の調整を行い、不備等が無くなったうえで原本をご提出いただきます。

補助金交付決定

- ・補助金交付申請書類一式を受領後、1週間程度で交付決定の通知をします。
- ・交付決定通知日以降に事業の実施（本見積の実施、経費の支払を含む）が可能です。
- ・交付決定通知日より前の経費の支出は補助金の対象経費になりません。

事業の実施

- ・令和7年2月28日までに事業と経費の支出を完了させてください。
- ・令和7年3月以降の経費の支出は補助金の対象経費になりません。

実績の報告

- ・事業完了後1月を経過した日又は令和7年3月8日のいずれか早い日までに、次の書類を提出していただきます。
 - ①補助事業等実績報告書（市提出様式）
 - ②商店街等向け空き店舗活用にぎわい創出事業報告書（市提出様式）
 - ③空き店舗活用にぎわい創出事業収支決算書（市提出様式）
 - ④経費の支出が確認できる見積書（10万円以上の経費は経費の比較を行ったことが確認できる相見積書等）、請求書、領収書（支払が確認できる書類）の写し
 - ⑤事業実施後の店舗位置図、図面、出店後の写真（外装及び内装）、賃貸借契約書の写し（P2の3(2)ウ 整備・にぎわい創出事業を実施する場合に限る）
 - ⑥事業実施が確認できる写真

補助金確定通知・補助金交付

- ・補助金実績報告書類一式を受領後、1週間程度で補助金確定通知をします。
- ・確定通知後、請求書（市様式）を提出いただき、その後2週間程度で補助金の交付となります。

7 補助金申請前チェックシート

次の項目の内、1つでも該当しない項目がある場合は補助金の申請はできません。

- 政治団体又は宗教活動を目的とする団体等でないこと
- 性風俗関連特殊営業及び公序良俗に反すると認められる事業を営む者を構成員に含まないこと
- 暴力団、暴力団員、暴力団関係者に該当しないこと
- 市税、事業税（県税）、消費税又は地方消費税（国税）の滞納がないこと
- 調査・分析事業のみの実施となっていないこと
- 実施する事業に対して、他の国、県、市等の補助金等の交付を受けないこと
- 令和7年2月末日までに事業及び経費の支出が完了すること
- 補助対象経費（P3の4（1）参照）以外の経費が含まれていないこと
- 1件当たりの予定価格が10万円を超える支出については、入札又は見積合せを実施したうえで契約の相手方を決定すること。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第6号から第9号までのいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（以下は P2の3（2）ウ 整備・にぎわい創出事業を実施する場合）

- 空き店舗が建物の1階部分に位置していること
- 事業を実施する店舗の周辺に4店舗以上の商業活動をしている店舗が存在していること
（事業を実施する店舗を含めて5店舗以上の店舗がある状態であること）
- 空き店舗の商業活動を行っていない期間が（補助金交付申請日時時点で）90日を経過しているものであること
- 小売店舗部分の面積が1,000㎡以上の店舗内に位置していないこと
- 店舗借上げに係る契約期間が2年以上であること